

育成就労計画審査基準

ビルクリーニング分野（ビルクリーニング業務区分）／ 主たる技能：ビルクリーニング

技能の定義	不特定多数の利用者が利用する建築物（注1）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して場所別及び部位別（注2）の清掃作業（注3）を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する作業を行うための技能をいう。		
必須業務	1 年目 ビルクリーニング作業 (1)作業の段取り ①器具及び資材の準備及び片付け ②什器及び備品等の移動及び原状復帰 (2)クリーニング作業 下記の「(1)主な器具」に掲げる器具及び「(2)主な資材」に掲げる資材の使い方を修得するための各種清掃作業の補助	2 年目、3 年目 ビルクリーニング作業 (1)作業の段取り ①資機材（器具、資材及び機械）の迅速な準備及び片付け ②什器及び備品等の迅速な移動及び原状復帰 (2)クリーニング作業 ①日常清掃作業 ②定期清掃作業	
安全衛生業務	安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全確認作業 ③整理・整頓・清掃・清潔・習慣の遵守 ④作業者間の安全確認作業 ⑤保護具及び安全標識・装置の確認作業 ⑥服装の安全点検作業（身だしなみを含む。） ⑦ビルクリーニングにおける事故・疫病予防 ⑧労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑨異常時の応急措置を修得するための作業 ⑩報告・連絡・相談（ホウ・レン・ソウ）の遵守		
その他従事する業務の例	(1)ビルクリーニング業務区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務 ①資機材倉庫の整備作業 ②建物外部洗浄作業（外壁、屋上等） (2)ビルクリーニング業務区分に関連する業務 ①建築物内外の植栽管理作業（灌水作業等） ②資機材の運搬作業（他の現場に移動する場合等） ※（2）の業務は付随的に従事することが可能です。		
使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	※作業対象項目 （1）部位別作業（ただし、育成就労1年目では、少なくとも1～4は全て作業ができること。） 1.床面（弾性、硬性、繊維系、木質系等） 2.壁面（壁、窓、窓枠等） 3.立体面（扉、柱、便器、洗面台、ブラインド等） 4.什器及び備品（机、椅子、ロッカー等） 5.天井面（換気扇、空調吸排口、照明器具等） （2）場所別作業 1.玄関ホール 2.事務室 3.会議室、役員室及び応接室 4.客室、病室等（ベッドメイク作業やアメニティ交換等を含む一連の清掃作業） 5.通路及びエレベータホール 6.湯沸室及び給湯室 7.昇降装置 8.階段 9.食堂 10.更衣室、浴室及びシャワールーム 11.喫煙スペース 12.ごみ集積所 13.駐車場 14.屋上及びベランダ 15.外周及び犬走り 16.トイレ（日常清掃に限る。）及び洗面所 17.資機材倉庫		
使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	(1)主な器具（必要に応じて使用すること。ただし、育成就労1年目では、少なくとも1～25は全て使用すること。） 1.ほうき（自在、シダ等） 2.文化ちり取り 3.モップ（乾式、湿式、T字型、フラット型、ダストクロス型） 4.静電気ほこり取り 5.タオル 6.ダストクロス 7.超極細繊維クロス 8.ハンドパッド 9.フロアパッド 10.デッキブラシ 11.ウインドスクイジー 12.シャンパー 13.フロアースクイジー 14.汚水取り 15.パテナイフ 16.毛かき 17.プランジャー 18.廃棄物コレクター 19.作業カート 20.保護手袋・保護マスク 21.作業標示板 22.計量カップ 23.ベッド 24.マットレス 25.シーツ 26.漏電・過電流防止装置 (2)主な資材（必要に応じて使用すること。ただし、育成就労1年目では、少なくとも1～3は全て使用すること。） 1.洗剤（酸性、アルカリ性及び中性） 2.水石けん 3.衛生消耗品 4.床維持剤 5.帯電防止剤 6.金属保護剤 7.そのほか汚染防止剤 (3)主な機械、設備（附属品を含む。）等（必要に応じて使用すること。ただし、育成就労1年目では、少なくとも1及び2は使用すること。） 1.真空掃除機 2.吸水バキューム 3.ポリッシャー 4.自動床洗浄機 5.エクストラクター 6.高圧洗浄機 7.送風機		
製品等の例（該当するものを選択すること。）	ビルクリーニング作業の結果そのものが製品である。		